

麻薬の年間報告及び麻薬取扱者免許申請について
(麻薬施用者、麻薬管理者)

麻薬年間報告

1 報告義務者

- ・令和7年9月30日現在、麻薬管理者等（麻薬管理者がいない施設にあっては、麻薬施用者）の免許を有する者。又は、令和6年10月1日以降に麻薬業務を廃止した麻薬管理者等。

※報告義務者は、期間中の麻薬使用実績や在庫等がなくても、必ず報告しなければなりません。

2 報告に必要なもの

- ・麻薬年間報告書 2部
県庁ホームページから様式をダウンロードしてください。
- ・麻薬帳簿、麻薬譲渡証（年間報告書と突合するために使用）

3 記載上の注意

- ① 報告対象期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までです。
- ② 令和7年分と記入してください。
- ③ 「麻薬免許番号」は、麻薬免許証を確認のうえ記入してください。
- ④ 「業務所の名称」は、施設の正式名称（許可・届出時の名称）を記入してください。
- ⑤ 「氏名」は、麻薬管理者等（報告義務者）の氏名を記入してください。
- ⑥ 「期初在庫数量（前年10月1日の在庫数量）」は、昨年報告の「期末在庫数量（前年9月30日の在庫数量）」と一致すること。
- ⑦ 「受入数量」・「払出数量」は、麻薬帳簿、麻薬譲渡証及び今年9月30日現在の所有数量を確認のうえ記入してください。
- ⑧ 麻薬廃棄届に基づいて麻薬を廃棄した場合は、「備考」に廃棄届出年月日、廃棄年月日を記入してください。
- ⑨ 麻薬の品名欄には含有量、容量まで記載してください。例）塩酸モルヒネ注には、10mg、50mg、200 mg等の含有量の異なる製品があります。
- ⑩ 在庫が全くない場合も、「なし」と記入し、必ず年間報告書を提出してください。

麻薬免許（継続）申請

1 免許継続申請該当者

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に免許を受けた者。

（麻薬免許番号は、23ではじまる6桁の数字となっています。）

※継続申請を行わないと、令和7年12月31日で免許の期限が切れます。

無免許での麻薬の取扱いは、罰則の対象です。

2 申請に必要なもの

- ・麻薬免許申請書 2部

県庁ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp>) から様式をダウンロードしてください。（トップページ＞健康・福祉＞くすり・薬物＞麻薬・覚醒剤原料等）

- ・診断書 2部（1部は写しで可）
- ・申請手数料 3,900円（佐賀県収入証紙）

3 記載上の注意

- ① 「麻薬業務所の名称」は、施設の正式名称（許可・届出時の名称）を記入してください。
- ② 「従たる施設の名称」は、①の業務所以外で麻薬取扱業務に従事する場合にのみ記入してください。（従たる施設の勤務がない場合は空欄としてください。）
- ③ 「許可又は免許の番号」には、医師等免許の番号を、「許可又は免許の年月日」には、医師等免許の取得年月日を記入してください。
- ④ 「欠格条項」は、該当事項がない場合は「なし」と記入してください。

※正しく記入いただいていることを確認するため、麻薬取扱者免許証の写しの持参にご協力をお願いします。

※有効期限が切れた免許証は、令和8年1月15日までに返納届とともに、管轄の保健福祉事務所に提出してください。

令和7年麻薬年間報告、麻薬施用者・管理者免許継続申請等受付日程

受付日	受付時間	地 区	受付場所
10/ 7 (火)	10:30～12:00 13:00～15:30	武雄市、杵島郡	杵藤保健福祉事務所 2階大会議室
10/ 9 (木)	10:00～12:00 13:00～16:00	佐賀市（薬局等）、多久市	佐賀中部保健福祉事務所 本館1階会議室
10/14 (火)	10:30～12:00 13:00～15:30	伊万里市、西松浦郡	伊万里保健福祉事務所 別館大会議室
10/20 (月)	10:30～12:00 13:00～15:30	唐津市、東松浦郡	唐津保健福祉事務所 2階大会議室
10/23 (木)	10:30～12:00 13:00～15:30	鹿島市、嬉野市、藤津郡	杵藤農林事務所（鹿島新世紀 センター）4階会議室
10/27 (月)	10:30～12:00 13:00～15:30	鳥栖市、三養基郡	鳥栖保健福祉事務所 別館 第1会議室
11/ 7 (金)	10:00～12:00 13:00～16:00	佐賀市（病院等）、小城市	佐賀中部保健福祉事務所 本館1階会議室
11/13 (木)	10:00～12:00 13:00～16:00	神埼市、神埼郡	佐賀中部保健福祉事務所 本館1階会議室

該当日時等に都合がつかない場合は、他地区での受付も可能です。

なお、佐賀中部保健福祉事務所の駐車場には限りがありますので、佐賀総合庁舎の駐車場もご利用ください。また、上記日程以外で麻薬年間報告を届け出られる場合は、薬務課へ事前連絡の上ご持参ください。